

設置後に申請してください。

令和6年4月1日

雨水タンク、断熱フィルム、節水シャワーヘッド助成金

- 雨水タンク
- 断熱フィルム（既存住宅のみ） **新設!!**
- 節水シャワーヘッド（区内販売店で購入したもの） **新設!!**



対象購入期間

令和6年4月1日（月）から

申請受付期間

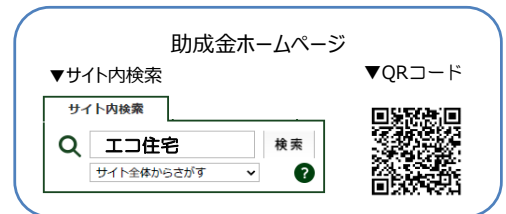
令和6年4月10日（水）～令和7年1月31日（金）

※申請が予算枠に達した時点で受付終了します。

※節水シャワーヘッドは申請200件に達した時点で受付終了します。

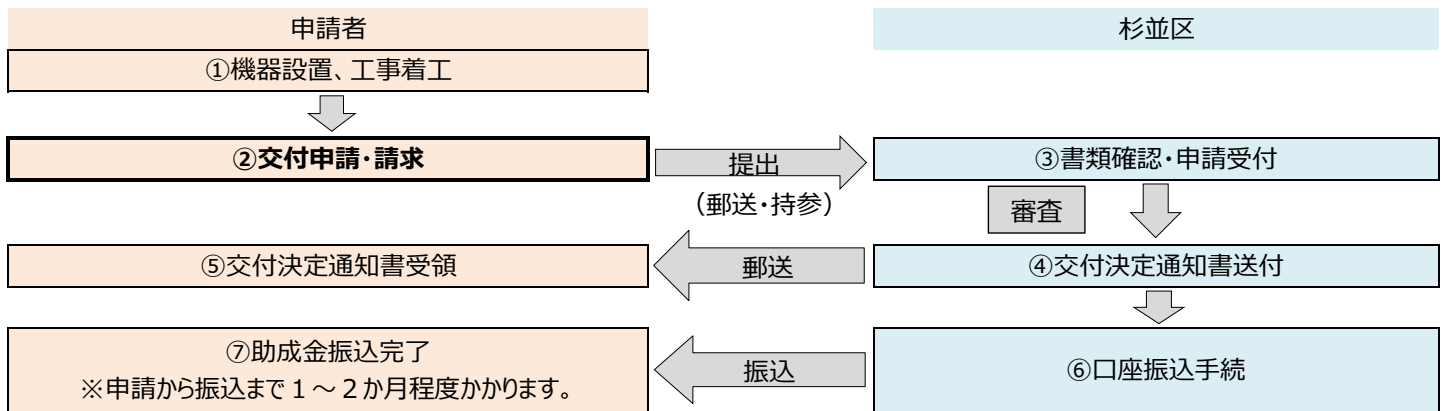
書類提出先
お問い合わせ

杉並区 環境課 温暖化対策係 杉並区役所 西棟7階
〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1
電話 03-5307-0672（直通）
午前8時30分～午後5時（祝日・年末年始を除く月～金）



○申請手続きの流れ

・窓口または郵送で必要書類を提出してください。※郵送の場合は別紙「郵送のご案内」をご覧ください。



※申請後に内容の変更や申請を取り下げの場合は、速やかにご連絡ください。

※申請の状況によって審査に時間を要する場合があります。

○対象機器の要件

種類	導入要件	助成額 ※1,000円未満切捨て	
雨水タンク	一般に販売されている、雨水の貯留利用を目的に生産された未使用の既製品で、 雨どいから取水するもの 。防火用水等として長期間にわたり雨水を貯留させる用途は除く。	本体価格（税抜）の50%	限度額 2万円
断熱フィルム	第三者機関における測定値が、 遮蔽係数0.7未満、可視光線透過率65%以上、熱貫流率5.9W/(m²・K)未満 であり、かつ日射調整性能について、適切な耐候性が確認されている未使用のもので、 既存建物に施工 すること。	導入経費の50%	限度額 4万円
節水シャワーヘッド	区内に所在する販売店にて購入 したものであること。 30パーセント以上の節水又は1分間当たりの使用水量が 7リットル以下 の未使用のもので、 税抜6,000円以上の機器 を新品で購入し、設置していること。	定額 3,000円	

※購入時に値引きやポイント使用があった場合は、本体価格からその分を差し引いた額（税抜）が対象となります。

交付申請の要件

- 令和6年4月1日以降に購入したものであること
- 助成対象機器等が新品であること、リースでないこと
- 助成金対象一覧の導入要件を満たしていること（1ページ参照）
- **申請者、支払者が同一人**であること
- 同一申請者につき、同一種類の対象機器等については1回に限り申請可能
- 同一年度において、断熱改修等省エネルギー対策助成（エコキュート等、エネファーム、高日射反射率塗装、窓等断熱改修、断熱材、雨水タンク、断熱フィルム、節水シャワーヘッド）の限度額30万円を超えていないこと

申請対象者 以下㊦～㊧のいずれかに該当する方

- ㊦ 杉並区内建物に対象機器等を導入した**杉並区民の方**（賃貸住宅を所有する方を含む）
- ㊧ 杉並区内に所有する店舗や事業所に対象機器等を導入した**杉並区内中小企業者**（法人、個人事業主）
・ただし申請時、代表者が杉並区内に居住している場合に限る
- ㊨ 杉並区内建物の共同住宅(分譲)の共有部分に対象機器等を導入した**区内管理組合または管理者**
- ㊩ 杉並区内に所有する建物に、対象機器等を導入した**医療法人、社会福祉法人、学校法人**
- ㊪ 杉並区内に所有する建物に、対象機器等を導入した**町会、自治会、商店街組合等**

申請対象者によって必要な書類一覧

㊦ 導入先に居住しない区民	不動産登記の現在事項証明書(写)
㊧ 区内中小企業者法人	商業登記の現在事項証明書(写)
	不動産登記の現在事項証明書(写)
㊨ 区内中小企業者個人事業主	導入先住所で事業を営むことが確認できる書類(写)営業許可書、直近の確定申告書等
㊨ 管理組合	管理規約(写)
	対象機器等の導入が決議されたことを確認できる書類(写)決議書、議事録等
	不動産登記の現在事項証明書(写)
㊨ 管理者	現在の理事長が選任されたことを確認できる書類(写)決議書、議事録等
	管理規約(写)
	対象機器等の導入が決議されたことを確認できる書類(写)決議書、議事録等
	不動産登記の現在事項証明書(写)
㊩ 医療法人、社会福祉法人、学校法人	管理組合の集会で現在の管理者が選任されたことを確認できる書類(写)決議書、議事録等
	法人登記の現在事項証明書(写)
㊪ 町会・自治会	不動産登記の現在事項証明書(写)
	町会・自治会等認可通知書(写)または告示事項証明書(写)
㊪ 商店街組合等	定款(写)
	不動産登記の現在事項証明書(写)

※不動産登記、商業登記、法人登記の各現在事項証明書(写)は、法務局が発行したものを提出してください。

（登記情報提供サービスで取得したものは不可）

※議事録の場合は、開催日がわかるページ及び署名欄のページを含む。

- ・対象機器等を導入の際は、近隣への迷惑にならないようご配慮ください。
- ・執拗に契約を急がせる業者には注意し、また紹介された業者だけでなく、複数の販売店から見積りをとるようにしてください。
- ・アフターフォロー、メンテナンスサービス等も確認して、信頼できる販売施工業者に依頼しましょう。
- ・必要に応じて、区から協力や調査を求める場合があります。



申請時に必要な書類（共通）

- ・書類の不足、記入漏れ、記入誤りがないかご確認ください。修正箇所は二重線で消してください。
- ・消えるボールペン、鉛筆、砂消し、修正液等は使用できません。
- ・書類はすべてA4サイズ（現像写真等は、A4用紙に貼付）で提出してください。

第1号の2、第4号様式は区HPでダウンロードできます

▼サイト内検索

▼QRコード

サイト内検索

工コ住宅 申請書 検索

サイト全体からさがす



申請書兼請求書（第1号の2様式）

振込口座は、申請者の本人名義口座に限ります

確認書（第4号様式）申請者が代行者（家族を除く）を定めた場合

杉並区に居住していることが確認できる申請者の本人確認書類(写)

(例)運転免許証、マイナンバーカードの表面（裏面不要）

住民票の写し（続柄、本籍、マイナンバー記載不要）等 **有効なもの**

※社会保険証やパスポートなど、住所が手書きのものは不可。

但し書きに助成対象費用（機器・工事名等）の記載がないものは受領できません。記載するよう、必ず発行元に依頼してください。

領収書（写）

- ・申請者が助成対象費用を支払ったことが分かる記載が必要
領収書に但し書きを記載、または領収内訳書を添付すること
- ・宛名に申請者のフルネームが記載されていること
- ・節水シャワーヘッドは購入店名、購入店所在地等区内の販売店である記載がされていること

領収書 申請者（フルネーム）様

下記金額を領収しました。

¥10,000- 但し 節水シャワーヘッド代として

〒〇〇〇-〇〇〇〇
東京都杉並区△△△〇-〇-〇
〇〇〇株式会社〇〇店

販売店の印

パンフレット・カタログ等(写)

表紙等メーカー名が確認できる部分、申請する型式や1ページの導入要件を満たしていることが確認できる部分のみ提出

撮影日（手書き可）入り 建物全景のカラー写真 新築の場合は建設予定場所（土地）の写真

撮影日（手書き可）入り 設置後の現況カラー写真

雨水タンクは、雨どいから取水していることがわかること

断熱フィルムは、**施工箇所すべての写真を提出すること**、写真に①から順に番号をふること

申請時に必要な書類（機器別）

雨水タンク	対象機器の保証書（写）申請した型式・品名が確認できるもの
断熱フィルム	第三者機関による性能証明書（写）1ページの導入要件を満たしていることがわかるもの （財）建材試験センター発行の試験結果報告書 （環境省）環境技術実証事業（ETV事業）実証済み技術一覧 対象範囲を印刷等
	設置箇所が分かる平面図または立面図 設置後の写真の番号とあわせて①～番号をふること
	保証書または納品書（写）申請した型式が認識できるもの
節水シャワーヘッド	撮影日（手書き可）入り 貼付工事中のカラー写真 設置後の写真の番号とあわせて①～番号をふること
	申請時に必要な書類（共通）以外なし

助成金を受ける方が次のいずれかに該当する場合は、助成金交付額を変更し、返還を求めることがあります。

1. 虚偽その他不正の手段により、助成金の交付決定を受けたと認められたとき
2. 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
3. 国・都の助成金と合わせて必要経費を超えてしまうとき
4. 杉並区暴力団排除条例に基づき助成金の交付が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資すると認められるとき